

## 中央公園パークマネジメント協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 中央公園内の各施設管理者と久留米市、地域住民等が協働により、中央公園の魅力向上及び安全・安心な公園利用の促進を進めるために「中央公園パークマネジメント協議会」(以下「本協議会」)を設置する。

また、本協議会の設置について必要な事項は別に定める。

### (組織)

第2条 本協議会は、委員10名以内をもって組織する。

### (庶務)

第3条 本協議会の庶務は、都市建設部公園緑化推進課が行う。

### (委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営事務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この設置事務要綱は、令和4年3月24日から施行する。